

平成29年米子市議会3月定例会議案

平成29年2月28日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
1	功労者の表彰について	総務管財	功労者 16人
2	専決処分について（平成28年度米子市一般会計補正予算（補正第6回））	財 政	処分年月日 平成29年2月1日 明細別紙
3	米子市職員の修学部分休業に関する条例の制定について	職 員	<p>職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学その他の教育施設における修学のために勤務時間の一部について勤務しないことができるとする修学部分休業の制度を導入するために必要な事項を定めようとするもの</p> <p>〔制定内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修学部分休業の承認の基準に関すること。 2 修学することができる教育施設に関すること。 3 修学の期間に関すること。 4 修学部分休業取得中の給与の減額に関すること。 5 修学部分休業の承認の取消しに関すること。
4	米子市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	職 員	<p>高年齢として定める年齢に達した日以後の日から定年退職日までの期間中、勤務時間の一部について勤務しないことができるとする高齢者部分休業の制度を導入するために必要な事項を定めようとするもの</p> <p>〔制定内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者部分休業の承認の基準に関すること。 2 高齢者部分休業をすることができること

			<p>となる年齢に関すること。</p> <p>3 高齢者部分休業取得中の給与の減額に関すること。</p> <p>4 高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱いに関すること。</p> <p>5 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮に関すること。</p> <p>6 休業時間の延長に関すること。</p>
5	米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大し、同法に定める者のほか条例で定める者も含まれることとされたことに伴い、育児休業等の対象となる子を定めるほか、非常勤職員の育児休業の取得について所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 育児休業等の対象となる条例で定める「子」について定めることとする。</p> <p>2 非常勤職員の育児休業の取得に係る要件のうち、その任期については、その子が1歳6か月（現行2歳）に達する日以後に満了するものであることとする。</p> <p>3 再度の育児休業及びその終了後1年を経過せずに育児短期間勤務をすることができるとする特別の事情を定めることとする。</p>
6	米子市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>技能労務職員が修学部分休業、高齢者部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、その勤務しない時間について給与を減額しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>技能労務職員が修学部分休業、高齢者部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとする。</p>

7	米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	市 民 税	<p>地方税法の一部改正により、軽自動車に係る課税についての見直し等が行われたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 軽自動車税として、三輪以上の軽自動車について、その取得者に対して取得時に課する「環境性能割」を創設することとする。 2 環境性能割の課税標準及び税率について定めることとする。 3 従来の軽自動車税を「種別割」とすることとする。 4 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車の平成29年度分の軽自動車税の税率の特例について定めることとする。 5 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長することとする。 6 市民税の法人税割の税率を100分の8.4（現行100分の12.1）に引き下げることとする。
8	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	保 険 年 金	<p>国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の基礎賦課額の所得割額の算定及び国民健康保険料の軽減判定に用いる所得の算定に関する規定について見直しが行われたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険料の基礎賦課額の所得割額の算定及び国民健康保険料の軽減判定に用いる所得の算定において、上場株式等又は特定中小会社が発行した株式に係る配当所得等又は譲渡所得等について地方税法の規定により譲渡損失と損益通算又は繰越控除を行う場合は、当該配当所得等又は譲渡所得等の金額は、同法による損失控除後の金額とすることとする。

			<p>2 国内に住所を有する者が外国の団体から支払を受ける所得等で、その外国においてその国の法令に基づき当該者の所得として取り扱われるもののうち、地方税法の規定により市民税の所得割の計算において分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険料の基礎賦課額の所得割額の算定及び国民健康保険料の軽減判定に用いる所得の金額に含めることとする。</p>
9	米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	保険年金	<p>特定疾病にかかっている者、ひとり親世帯及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、特定疾病にかかっている者、ひとり親世帯及び子どもに係る訪問看護に要する費用を特別医療費助成制度による助成の対象としようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>特定疾病にかかっている者、ひとり親世帯及び子どもに係る訪問看護に要する費用を、特別医療費助成制度による助成の対象とすることとする。</p>
10	米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	<p>平成29年度における介護保険料率の算定に関する基準の特例として、介護保険料の額の算定に当たって所得税に係る譲渡所得の特別控除額を勘案することとするため、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>平成29年度における第1号被保険者の介護保険料率の算定に当たっては、介護保険料率の算定に用いる合計所得金額は、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとする。</p>

1 1	米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建築指導	<p>都市計画法の規定に基づく市街化調整区域における開発行為に係る許可及び開発行為によらない建築物等の新築等の許可に関する基準を緩和しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市街化調整区域において開発行為を行うことができるとして指定する土地の区域（指定区域）の要件のうち、排水に関する要件を見直すこととする。 2 建築物の用途の変更に係る指定区域の要件の特例を定めることとする。 3 市長が定める幹線道路沿いの区域にあつては、市街化調整区域内の開発区域において予定される建築物の用途として、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められるものから、自己の業務の用に供する事務所を除くこととする。 4 市街化調整区域における開発行為の許可又は開発行為によらない建築物等の新築等の許可をする基準として、当該許可を受けることができる目的、当該許可を受けて開発行為又は建築物等の新築等を行うことができる区域及び当該許可に係る建築物等の用途を追加することとする。
1 2	米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	水道局	<p>企業職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、その勤務しない時間について給与を減額しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>企業職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとする。</p>

13	米子市と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約を定める協議について	情報政策	<p>地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務を鳥取県に委託するため、その規約を定める協議をしようとするもの</p> <p>[主な協議内容]</p> <p>1 米子市は、地方公共団体における情報通信技術の共同化（自治体 I C T 共同化）に関する次に掲げる事務の一部を鳥取県に委託する。</p> <p>(1) 情報システムの標準化及び共同化</p> <p>(2) 情報システムの運用上の安全性の確保</p> <p>(3) 情報通信技術に関する業務に対応できる職員の育成</p> <p>2 1 の事務の管理及び執行に要する経費は、米子市が負担する。</p>
14	市道の路線の認定について	維持管理	「佐陀新田11号線」ほか18路線を新たな市道として認定しようとするもの
15	市道の路線の変更について	維持管理	市道「佐陀新田6号線」ほか1路線の終点を変更しようとするもの
16	平成28年度米子市一般会計補正予算（補正第7回）	財政	明細別紙
17	平成28年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第4回）	財政	明細別紙
18	平成28年度米子市農業集落排水事業特別会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙
19	平成28年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第3回）	財政	明細別紙
20	平成28年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙

2 1	平成28年度米子市水道事業会計補正予算（補正第1回）	水道局	明細別紙
2 2	平成29年度米子市一般会計予算	財政	明細別紙
2 3	平成29年度米子市国民健康保険事業特別会計予算	財政	明細別紙
2 4	平成29年度米子市住宅資金貸付事業特別会計予算	財政	明細別紙
2 5	平成29年度米子市土地取得事業特別会計予算	財政	明細別紙
2 6	平成29年度米子市下水道事業特別会計予算	財政	明細別紙
2 7	平成29年度米子市駐車場事業特別会計予算	財政	明細別紙
2 8	平成29年度米子市農業集落排水事業特別会計予算	財政	明細別紙
2 9	平成29年度米子市市営墓地事業特別会計予算	財政	明細別紙
3 0	平成29年度米子市介護保険事業特別会計予算	財政	明細別紙
3 1	平成29年度米子市後期高齢者医療特別会計予算	財政	明細別紙
3 2	平成29年度米子市水道事業会計予算	水道局	明細別紙
3 3	平成29年度米子市工業用水道事業会計予算	水道局	明細別紙

報告 1	議会の委任による専決処分について（法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）	行政経営	<p>法律の一部改正に伴い、本市の条例において引用する当該法律の条項の番号の改正を行ったもの</p> <p>処分年月日 平成29年 2月10日</p> <p>改正内容</p> <p>次に掲げる条例について、所要の整理を行った。</p> <p>(1) 米子市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例</p> <p>(2) 米子市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例</p>
報告 2	議会の委任による専決処分について（訴えの提起について）	建築住宅	<p>市営住宅の管理に関する訴えを提起したもの</p> <p>処分年月日 平成29年 1月18日</p> <p>訴えの要旨</p> <p>本市市営住宅の入居者である相手方が、平成24年 8月、平成25年 2月から同年 8月まで、平成27年 2月、同年 3月、同年10月から平成28年 3月まで、同年 5月、同年 6月及び同年 8月の各月分の家賃の全部又は一部を滞納し、本市の再三の請求にもかかわらず、これらの家賃の支払をしないため、建物明渡し等に係る請求をするもの</p> <p>相手方</p> <p>明渡しを求める住宅</p>

報告 3	議会の委任による専決処分について（訴えの提起について）	建築住宅	<p>市営住宅の管理に関する訴えを提起したもの 処分年月日 平成29年1月18日</p> <p>訴えの要旨</p> <p>本市市営住宅の入居者である相手方が、平成28年6月から同年12月までの各月分の家賃の全部を滞納し、本市の再三の請求にもかかわらず、これらの家賃の支払をしないため、建物明渡し等に係る請求をするもの</p> <p>相手方</p> <p>明渡しを求める住宅</p>
報告 4	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	農 林	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成28年12月22日</p> <p>損害賠償額 3,369円</p> <p>相手方 境港市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>平成28年10月17日、鳥取西部農業協同組合弓浜営農センター駐車場で経済部所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を停止させていたところ、相手方の運転により後退してきた相手方所有の軽貨物自動車（以下「相手方自動車」という。）が市自動車に接触し、市自動車及び相手方自動車のそれぞれが損傷したもの。人身事故なし。</p>

報告 5	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	長寿社会	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成29年1月10日</p> <p>損害賠償額 40万3,132円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>平成28年10月27日、要介護認定に係る調査のため、福祉保健部所属の軽貨物自動車相手方の自宅を訪れ、当該軽貨物自動車を相手方の自宅の敷地内に駐車させようとしたところ、当該敷地内に駐車されていた相手方所有の軽乗用自動車及び当該敷地内に設けられていた花壇に接触し、当該軽乗用自動車及び花壇を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告 6	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	障がい者支援	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成29年1月26日</p> <p>損害賠償額 4万300円</p> <p>相手方 岡山県真庭市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>平成28年11月30日、岡山県津山市内での障害支援区分認定調査業務を終え、総務部所属の小型特種自動車（以下「市自動車」という。）で帰庁する途中、中国横断自動車道（米子道）下り線蒜山高原サービスエリア駐車場で休息後、同駐車場内を走行していたところ、相手方の配偶者の運転により前進してきた相手方所有の小型乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）が市自動車に接触し、市自動車及び相手方自動車のそれぞれが損傷したもの。人身事故なし。</p>

報告 7	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	維持管理	<p>法律上、市の義務に属する都市公園の管理の瑕疵による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成29年 2月 7日</p> <p>損害賠償額 16万6,374円</p> <p>相手方 米子市旗ヶ崎八丁目1番36号 城山大師維持奉仕会</p> <p>事故の概要</p> <p>平成28年 7月10日、湊山公園内の樹木が枯れて倒れ、当該樹木が同公園の区域内に存する相手方所有の大師堂及び休憩所に当たり、当該大師堂の屋根及び当該休憩所の屋根を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
------	---------------------------------	------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（追加予定議案）

	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	建築指導	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合判定等に係る新たな事務について徴収する手数料の額を定めるもの
	監査委員の任命について	職員	任期満了による 2人
	公平委員会委員の選任について	職員	任期満了による 1人
諮問	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	任期満了による 4人